

議案第 5 7 号

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市社会福祉審議会条例（平成 1 5 年さいたま市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（専門分科会） 第 6 条 法第 1 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条第 2 項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、<u>地域福祉専門分科会、児童福祉専門分科会及び児童虐待検証専門分科会</u>を置く。 2 ~ 6 [略]</p> <p>（審査部会） 第 7 条 [略] 2 児童福祉専門分科会に、<u>児童の措置、里親の認定及び被措置児童等虐待に関する事項を調査審議するため児童養護審査部会</u>を置く。 3 ~ 8 [略]</p>	<p>（専門分科会） 第 6 条 法第 1 1 条第 1 項及び第 2 項並びに第 1 2 条第 2 項の規定により、審議会に民生委員審査専門分科会及び障害者福祉専門分科会並びに高齢者福祉専門分科会、<u>地域福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会</u>を置く。 2 ~ 6 [略]</p> <p>（審査部会） 第 7 条 [略] 2 児童福祉専門分科会に、<u>児童の措置並びに里親及び保護受託者の認定に関する事項を調査審議するため児童養護審査部会</u>を置く。 3 ~ 8 [略]</p>

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項の改正は、公布の日から施行する。